

第 7 0 9 回むつ市教育委員会 会議録

1	開会及び閉会に関する事項	令和2年2月18日(火) 13:00 ~ 13:30 むつ市本庁舎 大会議室 A
2	出席委員及び欠席委員の氏名	【出席】 教育長 氏 家 剛 委員 宮 浦 雅 子 委員 納 谷 順 子 委員 田 中 志 昌 委員 黒 木 和 之
3	説明のため に出席した 者の職及び 氏名	教育部長 松谷 勇 政策推進監総務課長 木下 尚一郎 副理事中央公民館長 工藤 和彦 川内公民館長 鷲岳 彰丸 学校教育課総括主幹 中居 春雄 教育指導監 阿部 謙一 副理事学校教育課長 飯田 一彦 生涯学習課長 加藤 昭広 脇野沢公民館長 三上 修一 学校教育課指導主事 齊藤 靖浩 【事務局】 総務課主幹 柏谷 圭則 主任主査 桜田 貴子 主任主査 新田 剛
4	委員又は教育長等の報告	なし
5	議題及び議事に関する事項	<p>教育長</p> <p>それでは、ただ今から第709回むつ市教育委員会を開会いたします。 会議に先立ちまして、会議録の署名についてですが、今回は宮浦委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>●議案第1号 「むつ市中学校部活動の指針の策定について」(学校教育課)</p> <p>教育長</p> <p>本日は、議案1件となっております。その他、人事案件につきましては、説明員以外の者を退席させ、秘密会として開催したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>教育長</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。 それでは、早速議事に入ります。</p>

	<p>議案第1号「むつ市中学校部活動の指針の策定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長 学校教育課 指導主事</p>	<p>(説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>田中委員</p>	<p>部活動指導員について、報酬の規定ができていますので、報酬ありとしてプロとして募集するのですか。プロとしてだとボランティアではないので選考は厳しくしなければいけない気がするんです。技術的なものを指導するのであれば、ある程度のレベル以上の規定がなければいけないのでは。例えば柔道を指導するのであれば有段者で指導ができる人とか、そういうふうな規定は事前に設けるのか。それともあくまでも校長の裁量権だけで決めるのですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>まず、各学校の希望を聞かないといけないと募集もできないと思います。各学校が希望している部活動に対して、こちらでそれに寄り添うような形で募集をかけることになろうかと思います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>そうすると例えば2校掛け持ったりする可能性も出てくる。必ず1校なのか。それもこれから決めるのか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>その部分に関しても規則の中に入ってくるかと思います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいですか。他にございませんか。</p>
<p>宮浦委員</p>	<p>4ページの「エ 活動状況の把握」にある、「6の(4)を参照」とあるが私これを探せない。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>「6の(3)」の誤りです。</p>
<p>宮浦委員</p>	<p>それから、「1の(2)のエ 活動状況の把握」は顧問が活動状況を把握するのかわれがやるのか、主語を知りたいことと、ウに「顧問配置の留意事項」があり、エが「活動状況の把握」でオが「顧問(指導者)の役割」となっていて、「顧問の配置」と「顧問の役割」が離れて中に「活動状況」があり煩雑だなと思いました。「顧問配置の留意事項」の次に「顧問の役割」があったほうが私としては</p>

	<p>すんなり入ってくるなと思いました。そして「活動状況の把握」は誰がするのか、みんながするんでしょうけど、私としては見えにくかったなと感じました。それから、5ページ「学校単位で参加する大会等の見直し」について、教育委員会が具体的にどう関わるのか、イメージしにくいので説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>まず、活動状況の把握に関しましてですけれども、この部活動指導員は、校長があくまでも監督下において、部活の顧問を命ずることになりますので、校長が把握するというふうに捉えていただければなと思います。もちろん組織の中で全職員がそれも網羅しながら活動状況を把握していくと捉えていただきたいと思います。文章も今御指摘いただいたように、もう少しわかりやすく訂正したいと思います。それから、5ページの5番（学校単位で参加する大会等の見直し）に関してですけれども、これにつきましては、これまでどういう大会に参加をして、どのような体制で引率しているのか、報告を受けておりますが、そこをきちんと把握するという意味で記載しています。</p>
<p>宮浦委員</p>	<p>そしてそれを把握して必要な協力や支援を行いますとありますが、具体的にどんなことですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>教育委員会の範疇で支援ができることはやる、また、部活動指導員の勤務に関しても要望をうかがったり、改善をうかがったりして対応していきますという意味合いで捉えていただければと思います。</p>
<p>宮浦委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>黒木委員</p>	<p>3ページの下にあります「外部指導者との違い」とありますが、これは今後併存するということですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>今後、学校サイドで校長の判断で「部活動指導員」を要請するのか、「外部指導者」で賄っていくのか、そこは学校の裁量となります。</p>
<p>黒木委員</p>	<p>だとすると、かたや「報酬あり」、かたや「報酬なし」となっていると、これはどういうことなんだろうと、そこがわからないところでして、自動的に「部活動指導員」に寄っていくような気がしてならないんですけど、その辺についてはどうなのでしょう。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>部活動指導員はあくまでも、学校教育法施行規則の法令によって学校職員として扱ってくださいという規定であり、それでむつ市の職員の規定で採用することになるんですけども、市が予算を出して採用することになります。それに伴って、私たちは、学校の要望に応じた方々がはたして集まるのかどうか、都会では適応できて地方ではそういう方々が確保できるかと心配しております。そしてやっ</p>

	<p>ぱり、公務員でない方ということになりますので。</p>
黒木委員	<p>これはなぜなんですか。</p>
学校教育課長	<p>給料の二重取りとなりますので。</p>
黒木委員	<p>それでこれを見てちょっと思ったのは、私も中学時代運動部に入っていたので、こっちに帰ってきたら母校の部活動を見ようかなということなんです。まだやっていないんですけど、これはできる人は相当限られるのではないかと。それは60歳までの人はできないのではと思うんです。</p>
学校教育課長	<p>今、外部指導者として学校がお願いしている方々は、ほとんどが公務員の方なんです。</p>
黒木委員	<p>そうすれば、やっぱり並列していないと難しいということになるんですね。公務員の方のボランティアか、おそらく部活動指導員というのが現実に機能し始めるとしたら、退職した人たちですよ。</p>
学校教育課長	<p>そうだと思います。後は自営業の方であるとか限られた職種に方になると思います。外部指導者の身分保障というのは学校サイドに任されております。ですから校長先生方の話を聞くと、外部指導者のままでもいいのではないかと、そちらの方が確保しやすいのではないかとという声もありますので、部活動指導員の制度を開始するための予算要求と同時に、外部指導者の保険の費用も要求しようと考えております。というのは八戸市が既に外部指導者に保険（傷害保険）をかけるということをやっていて、学校から高評価を得ているというのも聞いておりますので。</p>
黒木委員	<p>それはいいですね。現実問題として自分が中学生の時のことを思い出すと、顧問の先生の熱意で自分の車で遠征に連れて行くとかやってくださって、成立していた部分が相当ありましたが今考えると、その時、事故を起こしていたらどうなっていたのかなど。</p>
学校教育課長	<p>そういう危惧もありまして、私たちが若いときはそのようなこともありましたけれども、現在は、公立学校の教職員が対外試合のために自家用車を使ってはならないとなっています。</p>
教育長	<p>他にありませんか。</p>
納谷委員	<p>部活動指導員を募集するにあたって、小学校ではスポーツ少年団の指導者バンクがあると思いますがそれとは別に募集をかけるのか、（指導者バンクに）登録</p>

	<p>されている方も二重で応募していいのか。</p>
学校教育課長	<p>見つからない場合は協力を仰ぐというのは、当然やらなければならないと考えています。</p>
納谷委員	<p>バンクは今どういう状況でしょうか。</p>
学校教育課 総括主幹	<p>バンクには90数人登録がいるようですが、実際にスポーツ少年団の関係でマッチした人はいないそうです。部活動指導員の場合は部活動ですので、こちらでも色々な方法で募集をかけておりますが、中学校にマッチする人がどれくらいいるのだろうかと考えたときに、課題はあるのですが両方併存しながら指導していただける方を広く探していく必要があると考えております。</p>
納谷委員	<p>例えば、小中一貫教育でやっているの、同じ部活であればスポ少で教えている指導者の方が中学校も一緒に練習する、一人の指導者だというのはどうか。</p>
学校教育課長	<p>その方の職種にもよりますし、条件にもよると思います。</p>
納谷委員	<p>そういう形では可能なのですか。</p>
学校教育課 総括主幹	<p>国か県のガイドラインの中で小中連携に関する方法について書いているはず。なので可能性としてはあります。後は実際に学校にとって、子どもにとってプラスに働くような運用ができるかどうか。特に地域によっては二つやっていくのが難しい地域は今後ますます出てくると思います。部活もスポ少も課題が大きく、矛盾もはらんでいますが、そのような色々な可能性を探りながら、そういった中を国も進んでいるのが現状だと思います。</p>
教育長	<p>よろしいですか。他にありませんか。</p>
黒木委員	<p>これを一言でいうと学校の先生の負担を軽減するというのが最大の目的ですよ。</p>
学校教育課長	<p>はいそうです。</p>
黒木委員	<p>そういうことですよ。それだけ確認できればいいです。</p>
学校教育課長	<p>結局、部活動の顧問を命ずることができると法令でも定められているのですが、私が現場の立場であれば、その方1名に部活動の運用を任せるとするのは不可能かなと考えます。結局、もう1人学校の教師を付けて2人で運用してもらおうと、そういうことをやっていかないと学校の組織の中に入って活動することにな</p>

	<p>るので、信用とかの問題と別に万が一のことを考えれば、学校の職員と共にという考え方をしていく必要があるのではと思っています。</p>
黒木委員	<p>ということは、実際に運用されるイメージとしては、学校側の顧問の先生と部活動指導員又は外部指導者がペアでいるというイメージを持っておけばいいですね。</p>
学校教育課長	<p>はい。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>これも全国的に様々な先生方の働き方改革とかが背景にあると思います。そしてまた、指導者不足が現実的に学校の中で起きているということも踏まえて、国や県がこういうふうなやり方を取ってみてはどうかということでの、一つの投げかけとして仕掛けたのではないかと、そしてそれを受けて市側もそれに沿ったような形で実行してみようということです。今の段階でこれがベストだというのはおそくないのかなと思いますが、やはり他の自治体の実際の状況を踏まえつつ、修正を加えていくということも今後、可能性としてあるのかなと思います。まずはこういう形で取り組んでいきたいと思いますので、委員の皆様もそういう途中の中で何かヒントなり疑問に思うことがありましたら御意見等頂戴できれば、更にいいものができるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号につきましては、修正の部分も多少あろうかと思いますが、大まかな部分については承認するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>ありがとうございます。それでは御異議がございませんので議案第1号は承認することといたします。</p> <p>それでは、議案はすべて終わりですがその他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。</p>
田中委員	<p>今、ウイルスの問題がありますが、雰囲気的には卒業式の頃にトラブルになりそうですが、その辺対策とか、国からどうこうとかありませんか。</p>
総務課長	<p>今現在、文科省からは普通のインフルエンザと同様のうがい手洗い、手の消毒程度の注意喚起しかきていません。特に中国に行った人とかは、むつ市でも対策委員会を立ち上げまして相談室を設けておりますのでそちらの方となっております。</p>

田中委員	卒業式とかイベント事がどうなるのかなど。ちょうど悪い時期に重なりそうだなと。
総務課長	今は一般的な文書のみで、照会は中国に往来した生徒がいるかどうかということだけです。
田中委員	あまり広がらないことを祈るしかないですね。
納谷委員	あとは受験の時ですね。受験生が発熱等あったときに公立はこれから受験なので。インフルエンザの時も別室で受けれたりとか高校で対処してくださっていますけどそういう形を取っていただきたいですね。
教育長	まあ、受験となれば高校、大学の対応がしっかりできればいいのかなと思います。他にございませんか。 最後に事務局からお願いします。 (事務連絡) それでは、以上で本会議は終了させていただきます。 (引き続き秘密会を開催)
6 議決事項	議案第1号「むつ市中学校部活動の指針の策定について」・・・ 承認
7 その他会議において必要と認めた事項	なし
8 会議録署名	上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。 令和2年3月12日 教育委員会教育長 氏 家 剛 会議録署名委員 宮 浦 雅 子 会議録作成者 総務課長 木 下 尚 一 郎